

令和2年4月吉日

グループホーム果樹の家
入居者ご家族関係者 各位

株式会社希樹屋
代表取締役 今奈良 憲寛

新型コロナウイルス感染症予防の為の 面会及び施設への立ち入り制限のお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨日、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、緊急事態措置を実施すべき区域として福岡県が公示され、標記の件について、厚生労働省から通知がありましたので、下記の点に留意した上で、ご家族・関係者様へもご対応及びご協力をお願いいたします。

敬具

記

● 感染症対策の再徹底

- ① 感染防止に向け、職員・ご家族や関係者が情報共有を密にし、感染防止に向けた取組を職員・ご家族や関係者が連携して推進します

● 面会及び施設への立ち入り

- ① **面会は、緊急やむを得ない場合を除き、制限します。**
 - * 来訪前に必ず検温をして頂き、37°C以上の発熱・鼻水・のどの痛み・咳などの風邪症状がある場合は面会を自粛してください。
 - * ご家族様の関係者、周囲の方で感染者がいる場合は面会をお断りします。
- ② 面会者や業者等の施設内に入入りした者の氏名・来訪日時・連絡先について、積極的疫学調査への協力が可能となるよう記録します
 - * 面会や施設内への出入りがある場合、「**来訪者リスト**」への記入をお願いします。
 - * 施設内へ入る場合、**マスク着用、消毒散布、検温**を必ず実施してください。
 - * 検温の結果37.5°C以上ある場合、施設内への入室をお断りします。

● 新型コロナウイルス感染症に感染した者等が発生した場合の取組

- ① 職員・利用者に新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合は、「施設内への出入りの全面禁止」となります。自治体からの休業要請がでた場合は、一時的にご自宅での受入れをご相談させて頂く事があります。
- ② 職員・利用者に新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合は、基礎疾患を有する者等である場合には原則入院することとなり、それ以外の感染が疑われる者については症状等によっては自治体の判断に従うことになります。
対応例：居室での隔離対応と健康状態の継続的確認（14日間）、通院同行、等

以上